

公立大学法人三条市立大学教職員給与規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給料（第6条—第11条）

第3章 諸手当（第12条—第26条）

第4章 補則（第27条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、同規則第2条に規定する教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 給与 給料及び諸手当をいう。

（2） 給料 公立大学法人三条市立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって諸手当を除いたものをいう。

（3） 諸手当 管理職手当、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

（給与支払の原則）

第3条 給与は、通貨で、直接教職員に、その全額を支払われなければならない。ただし、次に掲げるものは、教職員に支給する給与から控除することができる。

（1） 法令で定めるもの

（2） 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定に規定するものの

2 前項の規定にかかわらず、給与は、教職員の申出により、その全部又は一部を当該教職員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

3 教職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則第3条に定めるところによる。

（給与の支給）

第4条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給与は、次項及び第4項を除いて、毎月の21日に支給する。
- 3 給与のうち、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び管理職特別勤務手当は、当該月分を翌月の21日に支給する。
- 4 給与のうち、期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 5 前3項の支給日が勤務時間等規程第4条の週休日又は同規程第6条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

（給与の減額）

第5条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規程第6条の休日である場合、勤務時間等規程第7条の代休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第2章 給料

（給料）

第6条 教職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれに定める給料表を適用する。

- (1) 就業規則第2条第2号に規定する教員 教育職給料表（別表第1）
- (2) 同規則第2条第3号に規定する職員 一般職給料表（別表第2）
- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別職務分類表に定めるとおりとする。
- 3 再雇用する職員の給料月額は、第1項第2号に定める一般職給料表の再雇用職員の区分に掲げる額とする。ただし、適用する職務の級は、理事長が別に定める。

（初任給の基準）

第7条 新たに教職員を採用した場合におけるその教職員の号給は、別に定める初任給の基準により決定する。

（昇格の基準）

第8条 教職員の昇格（教職員の職務の級をその上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）は、別に定める昇格の基準により決定する。

（昇給の基準）

第9条 教職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、別に定める基準により決定する。

- 3 55歳に達した教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号級数は、勤務成績に応じて、別に定める基準により決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、年俸制の教員及び再雇用の職員は昇給しない。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
(号給の決定)

第10条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(給料の支給に関する基準)

第11条 新たに教職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の管理職手当を支給する職及び支給月額、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。

職	支給月額
学部長	41,100円
学部次長	41,100円
事務局長	41,100円
次長	41,100円
課長	31,000円

- 3 管理職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、上位の管理職手当のみを支給する。
- 4 第18条及び第19条の規定は、第2項に規定する職にある教職員には適用しない。
(役職手当)

第12条の2 役職手当は、Unit又はHubの事務を統括する職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の役職手当を支給する職及び支給月額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ

て、同表の右欄に掲げる額とする。

職	支給月額
Unit Leader	15,600 円
Hub Coordinator	15,600 円

3 役職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、いずれか一の職に対する役職手当のみを支給する。

4 前三項の規定にかかわらず、管理職手当を支給する職を兼ねる場合は、役職手当を支給しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、支給する。

2 新たに前項の教職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている教職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない

4 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。

(1) 教職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障がい者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

6 扶養手当の月額、第4項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

7 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場

合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 8 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 9 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 10 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員
 - (2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 新たに前条の教職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない

ならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。
- 4 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
 - (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる教職員の住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下この条において、「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において、「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 通勤のために自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る

通勤手当にあっては、1月)をいう。以下同じ。)につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる1月当たりの額

自動車等の片道の使用距離	1月当たりの額
4キロメートル未満	2,900円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,300円
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,400円
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,400円

48キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上52キロメートル未満	28,500円
52キロメートル以上54キロメートル未満	29,500円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,600円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,600円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,600円
60キロメートル以上62キロメートル未満	33,700円
62キロメートル以上64キロメートル未満	34,700円
64キロメートル以上66キロメートル未満	35,800円
66キロメートル以上68キロメートル未満	36,800円
68キロメートル以上70キロメートル未満	37,800円
70キロメートル以上72キロメートル未満	38,900円
72キロメートル以上74キロメートル未満	39,900円
74キロメートル以上76キロメートル未満	41,000円
76キロメートル以上78キロメートル未満	42,000円
78キロメートル以上80キロメートル未満	43,000円
80キロメートル以上	44,100円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務部署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で、当該異動又は勤務部署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料

金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額（表の額）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 第1項第1号及び第3号に掲げる教職員で別に定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額及び次号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、1月当たり15万円から次号に定める額を控除した額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 7 第1項各号に規定する教職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。
- 8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第15条の2 単身赴任手当は、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、次に掲げる事情により同居していた配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった教職員（再雇用する職員を除く。）で、当該異動若しくは移転の直前の住居から当該異動若しくは移転の直後に在勤する勤務部署までの通勤距離が片道60キロメートル以上であるもの又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他権衡上必要があると理事長が認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額、3万円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては、次の表の左欄に掲げる教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1月当たりの額を加算した額）とする。

教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	1月当たりの額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(手当支給の始期及び終期)

第16条 前3条の手当の支給は、教職員の届出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 教職員の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 前2条の手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第17条 削除

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において、「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給す

る。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

- 第19条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から勤務時間等規程第6条に規定する休日の数に7.75を乗じて得た数を基準とした数の155を減じた数で除して得た額とする。

（入試手当）

- 第21条 入試手当は、入試業務に従事した教職員に対して、別に定める額を支給する。

（管理職特別勤務手当）

- 第22条 第12条第2項に規定する職にある教職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教職員に管理職特別勤務手当を支給することができる。ただし、週休日等については、勤務に従事した時間が6時間を超えるものとする。

- 2 管理職特別勤務手当の額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、週休日等に勤務した場合にあっては同表の中欄に、週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合にあっては同表の右欄にそれぞれ定める額（従事する時間を考慮して第18条第3項で定める勤務をした教職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

職	週休日等に勤務した場合	週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合
学部長	15,000円	5,000円
学部次長	15,000円	5,000円
事務局長	15,000円	5,000円
次長	15,000円	5,000円

課長	12, 000円	4, 000円
----	----------	---------

3 次の各号に掲げる勤務に該当する場合は、教職員がした前項で定める表右欄の勤務は同表中欄の勤務とみなし、同表中欄に掲げる管理職特別勤務手当のみを支給する。

- (1) 同表中欄の勤務をした後、引き続いて同表右欄の勤務をした場合
- (2) 同表右欄の勤務をした後、引き続いて同表中欄の勤務をした場合
(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、第4条第4項に規定する日（以下次条から第26条までにおいて、これらの日を「支給日」という。）に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（第12条第2項に規定する職にある教職員（以下「特定管理教職員」という。）にあっては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 給料表の適用を受ける教職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して、当該各給料表につき、別表第4に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、同表に定める教職員の区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第1項の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第42条第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
- (4) 削除

- 7 第2項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 前項第3号に掲げる教職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である教職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
 - (4) 育児休業等規程第13条の規定により育児短時間勤務をしている教職員として在職した期間については、短縮した期間の2分の1の期間
- 8 第2項に規定する在職期間は、基準日以前6月以内の期間において、三条市の職員から引き続き教職員になった者については、その者の当該職員としての引き続いた在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（期末手当の支給制限）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条の規定により解雇された教職員（同条第2項第1号に該当して解雇された教職員を除く。）
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止）

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定してい

ない場合

- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 2 理事長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、その者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する教職員の勤務期間による割合（同項において、「期間率」という。）に第6項に規定する教職員の勤務成績による割合（同項において、「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき

給料の月額とする。

- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 期間率は、基準日以前6月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第5に定める割合とする。
- 6 成績率は、当該教職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な教職員 100分の115（特定管理教職員にあつては、100分の135）
 - (2) 勤務成績が優秀な教職員 100分の110（特定管理教職員にあつては、100分の130）
 - (3) 勤務成績が良好な教職員 100分の105（特定管理教職員にあつては、100分の125）
 - (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 100分の100（特定管理教職員にあつては、100分の120）
 - (5) 勤務成績が良好でない教職員 100分の95（特定管理教職員にあつては、100分の115）
- 7 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の115（特定管理教職員にあつては、100分の135）」とあるのは「100分の61.25（特定管理教職員にあつては、100分の71.25）」と、同項第2号中「100分の110（特定管理教職員にあつては、100分の130）」とあるのは「100分の56.25（特定管理教職員にあつては、100分の66.25）」と、同項第3号中「100分の105（特定管理教職員にあつては、100分の125）」とあるのは「100分の51.25（特定管理教職員にあつては、100分の61.25）」と、同項第4号中「100分の100（特定管理教職員にあつては、100分の120）」とあるのは「100分の46.25（特定管理教職員にあつては、100分の56.25）」と、同項第5号中「100分の95（特定管理教職員にあつては、100分の115）」とあるのは「100分の41.25（特定管理教職員にあつては、100分の51.25）」とする。
- 8 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。
- 9 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（前項において準用する第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 休職にされている者
 - (2) 第23条第6項第3号及び第4号に該当する者
- 10 第5項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 第23条第6項第3号に掲げる教職員として在職した期間
 - (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間
 - (4) 第5条の規定により給与を減額された期間
 - (5) 負傷又は疾病（業務上の災害及び通勤中の災害による負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規程第4条に規定する週休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (6) 育児休業等規程第6条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業等規程第13条の規定により育児・介護短時間勤務をしている教職員として1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - (8) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- (寒冷地手当)

第26条の2 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において三条市の区域に在勤する教職員（以下この条において「支給対象教職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2 支給対象教職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における教職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である教職員		その他の教職員
扶養親族のある教職員	その他の世帯主である教職員	
19,800 円	11,400 円	8,200 円
備考 「扶養親族のある教職員」には、扶養親族のある教職員であって、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号の別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条の2の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が定めるものを含まないものとする。		

3 前項の表の「世帯主である教職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計

を支えている教職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族（第 13 条第 4 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、1 戸を構えている者又は下宿、寮等の 1 部屋を専用している者
- 4 第 2 項の表備考の「単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）」は、第 15 条の 2 の規定による単身赴任手当を支給される教職員であって、教職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が 2 以上ある場合にあっては、全ての当該住居）と勤務部署との間の距離のうち最も短いもの（以下この条において「最短距離」という。）が 60 キロメートル以上であるものとする。
- 5 第 2 項の表備考の「これに準ずるものとして理事長が定めるもの」は、第 15 条の 2 の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が 60 キロメートル以上であるものとする。第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定により給与の支給を受ける教職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第 2 項又は第 3 項の規定による割合を乗じて得た額とする。
- 6 支給対象教職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象教職員の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定による額を超えない範囲で、理事長が定める額とする。
- (1) 基準日において前項に該当しない支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項に掲げる教職員に該当する支給対象教職員となった場合
 - (2) 基準日において前項に掲げる教職員に該当する支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項に掲げる教職員に該当しない支給対象教職員となった場合
 - (3) 前 2 号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 補則

（休職者の給与）

第27条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中は、給与の100分の100を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。
- 5 就業規則第14条第1項の規定により休職を命じられた教職員には、前各項の定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第28条 育児休業等規程の定めるところにより育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 基準日にそれぞれ育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (4) 教職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児時差出勤の承認を受けた教職員の給与は、通常の勤務をしているものとみなし減額しない。

(介護休業等取得者の給与)

第29条 育児休業等規程の定めるところにより介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給しない。
- (2) 介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整

することができる。

- (3) 教職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年6月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあっては、100分の55）とする。

(65歳以上の教員に係る給与の特例)

- 3 65歳以上の教員は、第6条第2項の規定にかかわらず、65歳に達した日の属する年度の翌年度以降の給料を年俸制とし、給料年額4,873,200円とする。また、諸手当のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び寒冷地手当を支給する。
- 4 前項に規定する教員の給与は、給料年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、第4条に規定する支給日に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(令和3年12月期における期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年12月期における期末手当に関する第23条第2項及び第3項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあっては、100分の55）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月30日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあつては、100分の60）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和5年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の97.5（特定管理教職員にあつては、100分の117.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の47.5（特定管理教職員にあつては、100分の57.5）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2、改正後の第21条並びに改正後の附則第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の107.5（特定管理教職員にあつては、100分の127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の52.5（特定管理教職員にあつては、100分の62.5）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和6年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項の規定にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあつては、100分の60）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月27日から施行する。

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における給料表の適用に関する特例)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2を適用する。

(給料表の号給の切替え)

- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第3又は附則別表第4に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」とい

う。) に応じて附則別表第 3 又は附則別表第 4 に定める号給とする。

(令和 7 年 3 月 31 日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例措置)

- 4 この規則の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人三条市立大学教職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定を適用する。

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例措置)

- 5 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額が 3,000 円とする。

(令和 7 年 3 月 31 日までの間における子に係る扶養手当に関する特例措置)

- 6 この規則の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 13 条第 4 項の規定にかかわらず、改正前の規則第 13 条第 4 項の規定を適用する。

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における子に係る扶養手当に関する特例措置)

- 7 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 13 条第 4 項の規定の適用については、同項中「1 万 3,000 円」とあるのは「1 万 1,500 円」とする。

(令和 7 年 3 月 31 日までの間における通勤手当に関する特例措置)

- 8 この規則の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条の規定にかかわらず、改正前の規則第 15 条の規定を適用する。

(令和 7 年 3 月 31 日までの間における管理職特別勤務手当に関する特例措置)

- 9 この規則の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 22 条の規定にかかわらず、改正前の規則第 22 条の規定を適用する。

(令和 6 年 12 月期における期末手当に関する特例措置)

- 10 令和 6 年 12 月期における期末手当に関する第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、第 23 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 127.5」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 107.5」とし、同条第 3 項中「100 分の 68.75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 58.75」とあるのは「100 分の 60」とする。

(令和 6 年 12 月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 11 令和 6 年 12 月期における勤勉手当の成績率は、第 26 条第 2 項及び第 6 項の規定にかかわらず、100 分の 107.5（特定管理教職員にあっては、100 分の 127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100 分の 52.5（特定管理教職員にあっては、100 分の 62.5）とする。

(勤勉手当の調整)

- 12 令和 7 年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第 26 条第 2 項及び第 6 項の規定にかかわらず、100 分の 105（特定管理教職員にあっては、100 分の 125）とする。た

だし、再雇用職員については、100分の51.25（特定管理教職員にあっては、100分の61.25）とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月25日から施行する。ただし、改正後の第15条の2及び第16条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200
28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200

29	268, 600	319, 800	366, 600	407, 500	476, 200
30	270, 500	321, 700	368, 100	408, 600	478, 500
31	272, 400	323, 600	369, 500	409, 700	480, 700
32	274, 300	325, 500	370, 800	410, 800	482, 600
33	276, 100	327, 300	372, 100	411, 900	484, 500
34	277, 300	329, 200	373, 300	413, 000	486, 600
35	278, 500	331, 100	374, 500	414, 100	488, 800
36	279, 600	333, 000	375, 600	415, 300	490, 800
37	280, 600	334, 700	376, 700	416, 300	492, 900
38	281, 600	335, 900	378, 100	417, 400	494, 900
39	282, 600	337, 000	379, 400	418, 500	496, 800
40	283, 600	338, 100	380, 700	419, 700	498, 700
41	284, 600	338, 700	382, 000	420, 600	500, 700
42	285, 700	339, 100	383, 300	421, 700	502, 600
43	286, 800	339, 500	384, 600	422, 800	504, 300
44	287, 700	339, 900	385, 900	423, 800	506, 200
45	288, 600	340, 500	387, 200	424, 800	508, 100
46	289, 600	341, 000	388, 400	425, 900	509, 900
47	290, 600	341, 500	389, 600	427, 000	511, 700
48	291, 500	341, 900	390, 700	428, 100	513, 500
49	292, 400	342, 300	391, 800	429, 100	515, 200
50	292, 900	342, 700	393, 000	430, 300	516, 900
51	293, 300	343, 100	394, 100	431, 500	518, 700
52	293, 900	343, 500	395, 200	432, 700	520, 500
53	294, 300	343, 900	396, 300	433, 400	522, 000
54	294, 700	344, 300	397, 500	434, 300	523, 600
55	295, 000	344, 700	398, 700	435, 200	525, 300
56	295, 400	345, 100	399, 800	436, 000	526, 900
57	295, 800	345, 500	400, 800	436, 800	528, 500
58	296, 300	345, 900	401, 800	437, 700	529, 800
59	296, 800	346, 300	402, 800	438, 600	531, 100
60	297, 200	346, 700	403, 700	439, 400	532, 300
61	297, 600	347, 100	404, 900	440, 100	533, 500
62	298, 000	347, 500	406, 300	441, 000	534, 500
63	298, 400	347, 900	407, 700	442, 000	535, 500

64	298, 800	348, 300	409, 100	442, 900	536, 500
65	299, 200	348, 700	409, 900	443, 800	537, 100
66	299, 600	349, 100	410, 900	444, 700	538, 000
67	300, 000	349, 500	411, 900	445, 700	538, 900
68	300, 400	349, 900	413, 000	446, 600	539, 800
69	300, 800	350, 300	413, 900	447, 600	540, 700
70	301, 200	350, 800	414, 700	448, 600	541, 500
71	301, 600	351, 200	415, 500	449, 500	542, 200
72	302, 000	351, 600	416, 200	450, 500	542, 700
73	302, 400	351, 900	416, 900	451, 400	543, 400
74	302, 800	352, 400	417, 800	452, 300	543, 900
75	303, 200	352, 800	418, 600	453, 200	544, 700
76	303, 600	353, 200	419, 200	454, 200	545, 300
77	303, 900	353, 600	419, 800	455, 000	545, 800
78	304, 300	354, 100	420, 300	455, 400	546, 400
79	304, 700	354, 600	420, 700	456, 000	547, 000
80	305, 100	355, 100	421, 100	456, 600	547, 600
81	305, 400	355, 600	421, 400	457, 300	548, 200
82	305, 800	356, 300	421, 800	458, 000	
83	306, 200	357, 000	422, 100	458, 300	
84	306, 600	357, 700	422, 500	458, 900	
85	306, 900	358, 300	422, 800	459, 300	
86	307, 300	358, 900	423, 200	459, 700	
87	307, 700	359, 500	423, 600	460, 100	
88	308, 100	360, 100	424, 000	460, 400	
89	308, 500	360, 600	424, 300	460, 700	
90	308, 900	361, 000	424, 600	461, 100	
91	309, 300	361, 400	425, 000	461, 500	
92	309, 700	361, 800	425, 300	461, 800	
93	310, 100	362, 200	425, 600	462, 100	
94	310, 600	362, 600	426, 000	462, 500	
95	311, 100	363, 100	426, 300	462, 800	
96	311, 500	363, 500	426, 600	463, 100	
97	311, 900	364, 100	426, 900	463, 400	
98	312, 400	364, 600	427, 200	463, 800	

99	312, 900	365, 000	427, 500	464, 100	
100	313, 500	365, 500	427, 800	464, 400	
101	313, 800	365, 900	428, 100	464, 700	
102	314, 100	366, 400	428, 400		
103	314, 400	366, 700	428, 700		
104	314, 700	367, 100	429, 000		
105	315, 000	367, 600	429, 300		
106	315, 300	368, 000	429, 600		
107	315, 600	368, 500	429, 900		
108	315, 800	369, 000	430, 200		
109	316, 100	369, 400	430, 500		
110	316, 400	369, 900	430, 800		
111	316, 800	370, 300	431, 100		
112	317, 200	370, 700	431, 400		
113	317, 500	371, 100	431, 700		
114	317, 900	371, 500	432, 000		
115	318, 200	371, 900	432, 300		
116	318, 500	372, 300	432, 600		
117	318, 700	372, 700	432, 800		
118	319, 000	373, 100			
119	319, 400	373, 500			
120	319, 800	373, 900			
121	320, 000	374, 200			
122	320, 300	374, 600			
123	320, 600	375, 100			
124	321, 000	375, 400			
125	321, 200	375, 800			
126	321, 400	376, 300			
127	321, 700	376, 800			
128	322, 000	377, 200			
129	322, 200	377, 600			
130	322, 500	378, 100			
131	322, 900	378, 600			
132	323, 100	379, 100			
133	323, 300	379, 600			

134	323, 600	380, 100			
135	324, 000	380, 600			
136	324, 200	381, 100			
137	324, 400	381, 600			
138	324, 600	382, 100			
139	324, 800	382, 600			
140	325, 100	383, 100			
141	325, 500	383, 600			
142	325, 800				
143	326, 100				
144	326, 400				
145	326, 800				
146	327, 100				
147	327, 300				
148	327, 600				
149	328, 000				
150	328, 300				
151	328, 600				
152	328, 800				
153	329, 100				
154	329, 400				
155	329, 700				
156	330, 000				
157	330, 200				

附則別表第 2（附則第 2 項関係）

一般職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	183, 500	230, 000	261, 300	287, 300	309, 800	335, 000
2	184, 600	231, 500	262, 300	288, 900	311, 500	336, 900
3	185, 800	233, 000	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700
4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500

5	188, 000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200
6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900
7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500
8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200
9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800
10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500
11	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100
12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700
13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500
16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500

40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000

75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100		
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			

110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
再雇用 職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 400	294, 900	320, 600

附則別表第 3（附則第 3 項関係）

教育職切替表

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7

48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	

83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第 4（附則第 3 項関係）

一般職切替表

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18

31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53

66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	
79	75	71	71	
80	76	72	72	
81	77	73	73	
82	78	74	74	
83	79	75	75	
84	80	76	76	
85	81	77	77	
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

別表第 1（第 6 条関係）

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	255,900	302,600	372,100	416,300	
22	257,400	305,000	373,300	417,400	
23	258,900	307,400	374,500	418,500	
24	260,400	309,600	375,600	419,700	
25	261,900	311,800	376,700	420,600	
26	263,600	313,800	378,100	421,700	
27	265,300	315,800	379,400	422,800	
28	267,000	317,800	380,700	423,800	

29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,600	337,000	394,100	435,200	
40	283,600	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,600	340,500	400,800	440,100	
46	289,600	341,000	401,800	441,000	
47	290,600	341,500	402,800	442,000	
48	291,500	341,900	403,700	442,900	
49	292,400	342,300	404,900	443,800	
50	292,900	342,700	406,300	444,700	
51	293,300	343,100	407,700	445,700	
52	293,900	343,500	409,100	446,600	
53	294,300	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	

64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,100	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	303,900	353,600	424,300	462,100	
78	304,300	354,100	424,600	462,500	
79	304,700	354,600	425,000	462,800	
80	305,100	355,100	425,300	463,100	
81	305,400	355,600	425,600	463,400	
82	305,800	356,300	426,000	463,800	
83	306,200	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,500	360,600	428,100		
90	308,900	361,000	428,400		
91	309,300	361,400	428,700		
92	309,700	361,800	429,000		
93	310,100	362,200	429,300		
94	310,600	362,600	429,600		
95	311,100	363,100	429,900		
96	311,500	363,500	430,200		
97	311,900	364,100	430,500		
98	312,400	364,600	430,800		

99	312,900	365,000	431,100		
100	313,500	365,500	431,400		
101	313,800	365,900	431,700		
102	314,100	366,400	432,000		
103	314,400	366,700	432,300		
104	314,700	367,100	432,600		
105	315,000	367,600	432,800		
106	315,300	368,000			
107	315,600	368,500			
108	315,800	369,000			
109	316,100	369,400			
110	316,400	369,900			
111	316,800	370,300			
112	317,200	370,700			
113	317,500	371,100			
114	317,900	371,500			
115	318,200	371,900			
116	318,500	372,300			
117	318,700	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			
131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			

134	323, 600	380, 100			
135	324, 000	380, 600			
136	324, 200	381, 100			
137	324, 400	381, 600			
138	324, 600	382, 100			
139	324, 800	382, 600			
140	325, 100	383, 100			
141	325, 500	383, 600			
142	325, 800				
143	326, 100				
144	326, 400				
145	326, 800				
146	327, 100				
147	327, 300				
148	327, 600				
149	328, 000				
150	328, 300				
151	328, 600				
152	328, 800				
153	329, 100				
154	329, 400				
155	329, 700				
156	330, 000				
157	330, 200				

別表第 2（第 6 条関係）

一般職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500

29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			

99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
再雇用 職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

別表第 3（第 6 条関係）

級別職務分類表

ア 教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1 級	助手の職務
2 級	助教の職務
3 級	講師の職務
4 級	准教授の職務
5 級	教授の職務

イ 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1 級	主事の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	Unit Leader、Hub Coordinator 及び主査の職務
5 級	課長の職務
6 級	事務局長又は次長の職務

別表第 4（第23条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表	職務の級 5 級の教職員	100 分の 15
	職務の級 4 級の教職員及び 3 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員	100 分の 5
一般職給料表	職務の級 6 級の教職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 4 級及び 3 級の教職員	100 分の 5

別表第 5（第26条関係）

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零